

# ヘルメット着用義務違反にも 行政罰点「一点」

道路交通法施行令、施行規則の一部が三月十八日改正されて、ヘルメット着用義務違反にも行政罰点「一点」が付けられるようになりました。

施行日は、改正項目によってそれぞれ異なりますが、おもな改正内容はつぎのとおりです。

- ◆ヘルメット未着用違反にも行政罰点 (七月一日施行)  
時速四十キロメートル以上の最高速度が定められている道路で：ヘルメットをかぶらないで二輪車を運転した者。
- ◆補聴器使用者にも一種免許の受験資格 (四月一日施行)  
適正検査の科目のうち、聴力については一種免許(仮免を含む)に限り、難聴の場合でも補聴器を利用して十メートルの距離で、九十ホーンの警告音の音が聞こえれば合格の基準に適合することになりました。

## 国債……… 買い上げます

昭和五十年度の国債の買い上げを次のとおり実施します。次の要件に該当し、買い上げを希望される方は、当該国債及び給付金請求時の印かんを持参して、福祉事務所まで手続きをお願いいたします。

◎買い上げ対象となる国債

- 一、第四回特別給付金国庫債券
- 二、現に生活保護を受けていない

が著しく生活に困窮している者で、福祉事務所長が保護を要する状態に陥る虞があると認められた当該国債証券の記名者

◎買い上げ額

- 一、第四回国債 二十一万六千六百円
- 二、第五回国債 十六万四千四百円

◎買い上げ期限

- 一、第四回国債 昭和五十年十月三十日。
- 二、第五回国債 昭和五十年九月十三日。

## 春の全国交通安全運動

五月十二日(月)から五月二十一日(水)までの十日間、春の全国交通安全運動が展開されます。今回は、歩行者、自転車利用者の事故防止に重点をおき、とくに子どもと老人を交通事故から守ることを目的としています。

交通安全発生状況

昭和50年3月 現在

死者	0人	傷者	5人
酒酔い	1	とび出し	1
安全運転義務違反	3		

発生件数 5件(内酒酔い4)

- ◆運転免許手数料の引上げ (四月一日施行)
- ヘルメットをかぶらない者を乗せて二輪車を運転した者
  - 試験手数料(普通免許の場合) 証紙 八百円が千円に
  - 再交付手数料(一・二種免許の場合) 証紙 七百円が千二百円に
  - 更新手数料(一・二種免許の場合) 証紙 千円が千三百円に
- 車使用)
- 交付手数料(新規の場合) 証紙 五百円が七百円に
  - 再交付手数料(一・二種免許の場合) 証紙 七百円が千二百円に
  - 更新手数料(一・二種免許の場合) 証紙 千円が千三百円に

# みどり山秋に向かえGO!

(4月29日二日町地内にて)



「これからの農業は、うちの生産組合方式で進むべきですね。そのためには、農地の基盤整備など農業環境の整備と仲間の協力がなによりも大切」と、組合長の長谷川栄一さん。



「本当に助かります。農業が盛んになりまして、エンジンの音も聞かなくて、またたくうちに三千アール区画の田舎が、やがてトラクターを頼り見ながら話す長谷川栄一さん。」

おもな内容

- 1 統一地方選挙後、地方税法が改正されました。
- 2 「利用ください」中小企業振興資金(市長からの便り)
- 3 市民館のベーン
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話(02585)2-2151

とちお第221号昭和50年5月10日発行 毎月10日1回発行(定価1部8円)昭和32年2月20日第3種郵便物認可

# とちお 50.5

No.221

広報

(3月末日現在)

世帯数	7,671
男	16,142
女	17,030
計	33,172

## 今月の税金

▷軽自動車税

納期 5月31日

## 行政相談日

▽とき 五月二十四日  
午前十時から  
午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室

なんでも気軽に相談ください



# 統一地方選挙終る 県議選は十六年ぶりの投票

四年に一回、わたくしたちのもっとも身近な代表者を選ぶ統一地方選挙が、四月十三日の県議選、四月二十七日の市議選と行われて、それぞれ新議員がまきまりました。四月十三日に行われた県議選は、昭和三十四年以來十六年ぶりの投票となり、有権者の強い関心呼びました。また、市議選は、昭和四十六年制定した議員減数条例に基づいて今回二十四人となりました。

男 八三・四四％(九三・九四％)  
女 八五・八六％(九〇・四五％)  
平均八四・七二％(九二・〇七％)

## 〈県議会議員選挙〉

県議会議員選挙は、昭和三十四年以來十六年ぶりの投票となり、選挙民の強い関心呼び、四月十日、十一日と二回行われた立会演説会にも多数の聴衆を集めました。投票率は、八四・七二％と昭和三十四年の九二・〇七％には及びませんでした。開票の結果はつきのとおりです。投票率( )内は昭和三十四年)



馬場潤一郎  
無所属 新  
34歳 栃壠

## 〈市議会議員選挙〉

任期満了による市議会議員一般選挙は、さる四月十七日告示され十七・十八日の二日間立候補の受

## 候補者別の得票

十人、日本社会党が二人、自由民主が一人、公明党が一人です。市議会議員選挙は、わたくしたちととも身近な選挙であり、したがって選挙民の関心も高く、投票する人は投票開始時から順調な出足をみせ、前回の投票率九四・七二パーセントより〇・五三パーセント高い九五・二五パーセントと市制施行以來各選挙を通じて最高の投票率を示し、第四投票所(土ヶ谷分校)では投票率百パーセントでした。

各候補者別の得票数、開票結果はつきのとおりです。

当選	八〇八票	林 欣治
"	七九九票	杵淵 衛
"	七七六票	高橋清二郎
"	七五六票	木口 大助
"	七四六票	平林与一郎
"	七二七票	渋谷 一二
"	七一四票	笠井 正男
"	七〇五・二五票	小林 幸一
"	六九一・七票	荒木 伊作
"	六七四票	小藤久一郎

次点	五六六票	関根 宏
"	五四五票	佐藤 友一
"	五三三票	樺 明
"	五二一・三三票	大崎 善一
"	五一四票	平沢 武雄
"	四九八票	内山 大吉
"	四七九票	田村 参喜
"	四五五・六六票	大崎 栄
"	四四六・二二票	今井 義一
"	三八五票	若杉 万治

投票率( )内は前回)  
男 九四・九〇％(九四・五二％)  
女 九五・五七％(九四・九〇％)  
平均九五・二五％(九四・七二％)

## 新議員の横顔

▷ 敬称略、右上から左へ得票順  
▷ 説明は、上から氏名、年齢、所属党派、現議員・元議員・新議員の別、住所、職業



渋谷 一二 44 無所属 新 栄町 飲食業	平林 与一郎 48 無所属 現 原 農業	木口 大助 46 無所属 現 金町 無職	高橋 清二郎 61 無所属 現 天下島 団体役員	杵淵 衛 41 自由民主党 現 水沢 農業	林 欣治 41 日本社会党 新 吉水 無職
-----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------



嶋田 進 41 無所属 新 金沢 新聞記者	西川 清二 58 無所属 現 金町 会社役員	小藤 久一郎 57 無所属 新 小向 農業	荒木 伊作 50 無所属 現 栃壠 会社員	小林 幸一 50 無所属 元 本町 会社社長	笠井 正男 55 日本社会党 現 山田町 団体役員
-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	---------------------------------



多田 進吾 47 無所属 新 北荷頃 建設業	荒木 幸男 44 無所属 現 栃壠 農業	小林 房一郎 52 無所属 現 巻淵 農業	丸山 保雄 61 無所属 現 吉水 農業	今井 光陸 56 無所属 現 土ヶ谷 農業	加藤 鉄司 43 無所属 新 谷内2丁目 金物小売業
------------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------------



横山 賢一 64 公明党 新 本町 栃尾支部党副支部長	大橋 義家 64 無所属 現 下塩 農業	藤田 三司 66 無所属 現 上塩 保育園長	外山 兵衛 55 無所属 現 小貫 農業	大塚 一夫 50 無所属 新 二日町 会社役員	星 五十里 61 無所属 現 大野町 農業
-----------------------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------------	-------------------------------	-----------------------------

# 地方税法が改正されました

## 各種所得控除を引き上げ

住民負担の軽減合理化を図るため地方税法が改正され、これに伴い、昭和五十年年度の市税についてもこの改正に基づいて市税条例を改正しました。以下その概要をお知らせします。

各種所得控除の引き上げ  
基礎控除、配偶者控除などについて、それぞれ別表のように改めました。

非課税限度額の引き上げ  
障害者、未成年者、老年者または寡婦については、前年中の所得が六十万円（給与収入で百三万七千五百円）まで非課税とした。

（改正前五十万円）  
配偶者控除および扶養控除を受けられる人  
配偶者または扶養親族の前年の所得が二十万円（給与収入で六十三万七千五百円）以下の者。

（改正前十五万円）  
寡婦控除を受けられる人  
現在、夫と死別または生死が明らかでない者で、扶養親族その他の親族を有していない者のうち、前年の所得が三百万円（給与収入で四百七十七万四千二百八十八円）以下の者。

### 所得控除改正額一覧表

単位円

区分	現行	改正
基礎控除額	180,000	190,000
配偶者控除額	180,000	190,000
扶養控除額	140,000	170,000
老人扶養控除額	160,000	190,000
配偶者の無い場合 一人目の扶養控除額	160,000	190,000
障害者控除額	130,000	160,000
特別障害者控除額	160,000	190,000
老年者控除額	130,000	160,000
寡婦控除額	130,000	160,000
勤労学生控除額	130,000	160,000
白色事業専従者控除額	192,500	275,000
生命保険料控除額	40,000	70,000

昭和五十年年度の税制改正による地方税法の改正により、合成繊維等の織物の製造に直接使用する電気に対する電気税の税率が、百分の五から百分の二に軽減されます。

この軽減は、事業所の申請に基づいて行われるもので、該当すると思われる事業所についてはすでに織物組合から通知があったと思いますが、該当すると思われる事業所等が、織物組合または税務課にご相談ください。

一、適用される織物  
合成繊維、絹、綿、毛等の織物で次に掲げるもの以外のもの  
ア 織上り幅が三十七センチメートル

### 電気税が安くなります

昭和五十年年度の税制改正による地方税法の改正により、合成繊維等の織物の製造に直接使用する電気に対する電気税の税率が、百分の五から百分の二に軽減されます。

この軽減は、事業所の申請に基づいて行われるもので、該当すると思われる事業所についてはすでに織物組合から通知があったと思いますが、該当すると思われる事業所等が、織物組合または税務課にご相談ください。

一、適用される織物  
合成繊維、絹、綿、毛等の織物で次に掲げるもの以外のもの  
ア 織上り幅が三十七センチメートル

トル未満の織物  
イ タオル  
ウ ヒジュー

引き下げられました。

◎電気税について  
紡績系、燃糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置について、対象となる織物の範囲に合成繊維、さく酸繊維、毛および絹を加え、税率が一率百分の二になりました。

なお、この軽減を受けるためには申請が必要です。くわしいことは「電気税が安くなります」の項をご覧ください。

市営のガス・水道工事  
直接公認工事店へ

市営のガス・水道工事を行う公認工事店として次の一店があらたにきまりました。

星設備工業（大野）  
二局二四四二番

事業所・家庭のガス・水道工事を行うときは、今回あらたにきまった工事店を含め、「栃尾市公認ガス水道工事店」の看板を掲げた左記の工事店に直接申し込んでください。

大要設備備（清水町）  
二局三〇一八番

三沢ポンプ店（金町）  
三局六四五〇番

鶴城工業所（山田町）  
三局三九二二番

新和設備商会（泉）  
二局三七二三番

### 立会演説会会場選

折についてお詫び

さきに行った県議会議員一般選挙の立会演説会では、一部のかたが入場できない結果となりました。会場への選定にあたっての配慮が欠けたということであり、お詫びするとともに今後会場選定については慎重を期する所存であります。

栃尾市選挙管理委員会

### ご利用ください

## 栃尾市中小企業振興資金

栃尾市では、市内中小工商业者の健全な育成振興を図るため、「栃尾市中小企業振興資金融資制度」を制定し、四月一日からスタートしました。

この制度は、市内中小工商业者の経営の合理化、施設設備の近代化を図ることをねらいとしており、貸付条件も、融資限度額二百万円、貸付期間二年とするなど、中小零細企業が資金の導入をはかりやすいように考慮するとともに、商店街等の組合、団体等が共同して施設を設置したりするのを手助けするものです。

まだ発足したばかりですが、借入れ者の金利負担の軽減を図るため利子補給等も考えられていますので、経営の合理化、施設設備の近代化を図りたいと考えているかたで、資金の借入れを希望されるかたは、ぜひこの資金をご利用ください。

企業者で構成されている組合並びに団体。

2 資金の調達が困難なもので資金の融資を必要とするもの。

3 企業振興に熱意をもち、資金を借り受けることにより、事業

### おすすめですか…… 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求

戦没者等の遺族に給付される特別弔慰金の請求権が五月二十八日をもって時効になります。次の要件に該当し、まだ請求されていない遺族のかたは、至急、福祉事務所まで手続きしてください。

弔慰金の対象となる戦没者  
昭和十二年七月七日（日華事変）以後の公務、または勤務に関連した傷病その他によって、昭和十六年十二月八日以後に死亡した軍人、海軍人、軍属、準軍属。

戦没者等の遺族等援護法による弔慰金を受給したもののうち、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金等を受けた者が失権し、昭和四十七年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利がない戦没者等の遺族。

二、昭和四十年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に公ける援護法の改正による弔慰金受給権者があり、かつ、昭和四十七年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいない戦没者等の遺族。

支給の順位

一、弔慰金受給者（ただし、受給者が妻である場合は次の者を除く。）

(1) 戦没者死亡後、事実婚のまま受給した者。

(2) 弔慰金受給後、改氏婚した者（未届を含む。）

二、弔慰金受給者がいない場合は戦没者の子。

三、戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。

四、戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、この場合は、昭和四十七年四月一日現在において次の各号に該当する者は、対象になりません。）

(1) 日本国籍を有しない者。

五月十五日から二十五日頃にかけて、事業所統計調査の調査員がすべての事業所にお伺いして、あなたの事業所の名称、所在地、事業の種類、従業者の数などについておたずねします。

この調査は、国の最も基本的な統計調査で、我が国の産業の見取り図を作る重要な統計調査です。ご協力くださるようお願いいたします。

### 事業所統計調査 にご協力ください

栃尾市では、市内中小工商业者の健全な育成振興を図るため、「栃尾市中小企業振興資金融資制度」を制定し、四月一日からスタートしました。

この制度は、市内中小工商业者の経営の合理化、施設設備の近代化を図ることをねらいとしており、貸付条件も、融資限度額二百万円、貸付期間二年とするなど、中小零細企業が資金の導入をはかりやすいように考慮するとともに、商店街等の組合、団体等が共同して施設を設置したりするのを手助けするものです。

まだ発足したばかりですが、借入れ者の金利負担の軽減を図るため利子補給等も考えられていますので、経営の合理化、施設設備の近代化を図りたいと考えているかたで、資金の借入れを希望されるかたは、ぜひこの資金をご利用ください。

企業者で構成されている組合並びに団体。

2 資金の調達が困難なもので資金の融資を必要とするもの。

3 企業振興に熱意をもち、資金を借り受けることにより、事業

支給の順位

一、弔慰金受給者（ただし、受給者が妻である場合は次の者を除く。）

(1) 戦没者死亡後、事実婚のまま受給した者。

(2) 弔慰金受給後、改氏婚した者（未届を含む。）

二、弔慰金受給者がいない場合は戦没者の子。

三、戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。

四、戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、この場合は、昭和四十七年四月一日現在において次の各号に該当する者は、対象になりません。）

(1) 日本国籍を有しない者。

五月十五日から二十五日頃にかけて、事業所統計調査の調査員がすべての事業所にお伺いして、あなたの事業所の名称、所在地、事業の種類、従業者の数などについておたずねします。

この調査は、国の最も基本的な統計調査で、我が国の産業の見取り図を作る重要な統計調査です。ご協力くださるようお願いいたします。



# みんなの保健

このページは、みんなで健康を考えるページです。質問をお寄せください。可能な範囲でお答えします。

## お待ちしています 母親教室

市は、妊婦さんを対象に母親教室を開講しています。

この教室は、お産に対する正しい知識を取得していただき健康な赤ちゃんを生ま、育てていただく

ために開いているものです。栃尾市内で、昭和49年度中に届出をされた妊婦さんは528名ですが、そのうちの約63パーセントの方がこの教室に参加されました。

講義の内容は……

教室で行う講義の内容は、妊婦として必要な知識(日常生活の心得、栄養のとり方、出産の準備など)や、生まれた赤ちゃんの育て方(お風呂の入れ方、衣類など)などについて、妊娠前期と妊娠後期にそれぞれ1回づつ実習を交えて行っています。

開催は、奇数月が妊娠前期、偶数月が妊娠後期とし、講師には、助産婦、栄養士、保健婦があたります。

5月下旬から日本脳炎の予防接種を行います。希望される方は下記要領で受けてください。

◎接種方法 最初の年に初回免疫として7~14日の間隔で2回受け、その翌年に追加免疫として1回受けてください。この3回の接種で基礎免疫ができます。

その後3年ごとに追加免疫1回を受けてください。なお、基礎免疫ができていない場合は初めからやり直してください。

◎対象者 満3歳(昭和46年4月2日以降生まれた者)から中学校3年生までと満55~64歳(明治44年4月2日から大正9年4月1日までに生まれた者)を対象とします。

一般家庭には、区長さんを通じて日程表(問診票)を配ります。体温をはかり問診票に記入して会場へ持ってきてください。なお、小・中学生、保育園児は学校、保育所で実施します。

## 日本脳炎の予防接種

※4月に行った1期種痘(昭和48年7月~12月生まれ)、ポリオ(昭和49年生まれ)の予防接種をまだ受けていない人は保健衛生課へ。

## 歯科差額負担治療

保険で歯科治療を受けようとするときは、保険を扱っている歯科医院の窓口に保険証を提出すれば通常必要とする治療をしてもらうことができます。

### 1. 差額負担治療

患者さんの中には、金や白金や特殊な材料を使用して歯の治療をしてほしいと希望される方があります。この場合は差額負担が必要です。

- 金合金 白金加金、特別製の陶材を使用する場合。
- 義歯床の床の部分金属で作った入れ歯を入れる場合。
- 欠損歯が3歯以上のブリッジを入れる場合。

このような差額負担治療を受けると、どのような材料を用い、どのような治療を受けるか、どの程度の費用の負担をすることになるのかなどについて歯科医師と十分話し合う必要があります。

### 2. 保険でできない治療等

健康保険等は、疾病負傷に対し、健康診断・歯並びを治したり、美容を目的とするもの・虫歯の予防などの場合は対象にならないことになっています。



# 比礼埋立地 搬入時間を決める 有害物質の持ち込みはできません

市は、昭和四十三年清掃都市宣言を行い、清潔な生活環境保全を目指して清掃事業に積極的に取り組んでいます。とくに、ゴミ、危険物の処理は、生活様式の変化に伴って排出量は記録的な増加を示し、この処理のため昭和三十五年市営じん芥焼却場を作り(昭和四十年檜原地内に移転)、一方、不燃物の処理のために昭和三十九年比礼地内に埋立地を確保して現在に至りました。最近、この埋立地に有害物質や公害の発生源となる廃棄物を夜間や監視員のいない時間にこっそり持ち込む傾向があり、この対策として、市は、埋立地に「サク」をめぐらし搬入時間を次のように決めました。この時間外は、埋立地に廃棄物を持ち込めません。平日 午前九時三十分から午後四時まで(土曜日は、正午まで) 日曜日・祭日 休場します。

- 市有危険物埋立地は不燃物の埋立地ですが、有害物質や公害の発生源となるものは清掃法で埋立てたいことになっていきます。特に次の物は絶対に持ち込まないでください。
- 1 油類、廃油、廃酸、塗料その他油類。
  - 2 廃プラスチック類、合成繊維くず、合成樹脂くずなど。
  - 3 建設廃材、コンクリート破片、土砂、大きな木材など。
  - 4 その他家畜ふん尿、死体、古タイヤ、PCBのあるもの、汚泥等。

## ゴミ 危険物 収集についてお願い

- 1 収集日以外は絶対に出さないでください。収集日であっても収集が終わった場合は、次の収集日にしてください。
- 2 台所のゴミ等は、水切りをしてナイロン袋に入れ、しっかりとしばってください。ポリ容器(バケツ)等の入れ物は積込みの場合破損しやすく、また、水がたまっていたり、道路に散乱したりして通行人に迷惑をかけるから絶対に使用しないでください。
- 3 飲食店等の営業者で夜間にゴミを出すかたがありませんが、猫や犬が食いちらして通行人や近所に迷惑をかけます。収集日の朝出してください。
- 4 危険物は、ダンボール箱等に入れ、しばって出してください。
- 5 電気器具など大型廃棄物は収集しません。各自で直接比礼の埋立地に運んでください。

◎ゴミ危険物は絶対に川へ捨てないで、きれいな川、清潔な自然環境の保全に協力願います。

### 春の清掃月間

清潔で快適な生活環境と健康で明るい郷土を作るため五月一日から五月三十一日までの一か月間を清掃月間と決めました。市民のみなさんのご協力をお願いします。

- ◆家の内外の大掃除(畳干し、畳の裏、床下などへ薬剤を散布し、ノミ、ゴキブリなどの発生防止)
- ◆下水溝、便所の内外、ゴミ置場を清掃し、カ、ハエの発生防止。
- ◆大掃除により出たゴミ、危険物は、絶対に川などに捨てないで収集日に指定の収集場所へ。
- ◆大型廃棄物は、各自が直接比礼地内の埋立地へ。

# 5月1日~31日



# お元気ですか

この企画は「市長からの便り」と題し、市長がお手紙を差しあげ、その返信を掲載しています。



今回市長さんから御懇篤なお手紙と共に市制施行二十周年記念誌と最近の市の統計年鑑を頂戴いたしました。  
記念誌のグラビアを拝見しまして、「栃尾も随分変わったなあ」とつくづく思います。唯変わっておらないのは守門連山の風景です。「守門の山は 巍然と聳え 刈谷田大布 流れは清し 麗し多し 此地の自然」  
忘れられることのない校歌の一節ですが、小学校時代迄しか栃尾におらなかった私にとっては大変懐しく、おりにふれて口に出ます。  
私は、明治四十二年に上谷内にある大善商店の先代の弟として生れ、大正十一年に栃尾小学校を卒業しました。  
それから五十数年、記念誌のページをくりながら立派に発展した栃尾市の姿に接し、驚き、喜んで

## 中国電力株式会社 副社長 渡辺喜一郎

います。近代的な文化の波が雪深い栃尾市を各種の福祉施設や建物ですっかり変えてしまった。  
此間、施政に当られた市当局の皆様、また、市の施政に協力された市民の皆様は敬意を表し、心からお喜びを申し上げます。そして、市長さんのお手紙にあるように、豊かで明るい市づくりが将来に向けて進展しますよう心からお祈り申し上げます。  
さて、私の小学校時代の栃尾校は、体操、陸上競技等が非常に優秀で、県の模範校としてときどき県の視学のかたがたが見学に来られたように記憶しております。  
また、先生も実に立派な方がたがおられました。  
今でも慈顔が顔前に浮かぶの先生に、森田、清水両先生。  
校長先生は最初は星野先生、高学年時代は大竹先生、教頭には遠山先生がおられました。  
学校の様子は厳格で、特に教室内の生徒の態度にやかましく、先生を正視してないと直ちに注意を受けたものです。  
宿題が少ないので放課後は毎日のように野山で遊びました。故郷栃

尾の思い出は数多くありますが、不思議と勉強や家庭の出来事よりも、放課後友達と野山を駆けめぐる数々の楽しい出来事が脳裏に浮びます。  
同学年は大体三組に分れていましたが、同級生には、遠山義夫、稲田繁弥、桐生次郎、大橋巨、植木篤、渡辺新一等の諸君がおりました。他の諸君も顔が浮んできませんが、氏名がどうも思い出せません。

同級の皆様は、今だに元気で活躍のかたがたもあられると思いましたが、不幸にしてすでに亡くなられたかたもあるのではないのでしょうか。しかし、当時の諸君の童顔が過ぎつぎと眼前に浮かび、回想にふける私自身が子供の頃に戻ったような錯覚に陥って、筆を持つ手が自然にはずんでいくことに気づき、故郷というものが、いつも心のどこかで人生の支えになっているのだとしみじみ感じます。

中等学校は京都で機械を勉強しておりましたが、その後方向転換をやり、専門学校では機械科を卒業して電気事業に従事し今日に至っています。  
当時日本では水力発電が主流を成していた頃ですが、栃尾出身の通信省の役人で多田源次郎さんという方のお世話で火力発電を手がけるようになったりしました。

私は現在老夫婦二人で、次代のために少しでも多くのなかを残したいとせいっぱい生きています。

## 自衛官 募集中

※ 志願票および志願案内書は、市役所総務課にあります。

## 保健衛生課

保健衛生課には、国保係、予防係、環境衛生係、清掃センター第一係、清掃センター第二係があり課員は現在三十三人です。

市制施行の当時は、衛生課と国民健康保険課に分けられておりましたが、昭和三十一年現在の課名になり、市民の健康を守るためのいろいろな事務を進めてきました。保健衛生課で行う事務は、市民のいのちとくらしを守る事務ということが出来ます。

事務の内容は、大きく分けて①市民のいのちを守るために、市民の健康管理のための指導と対策、



福祉事務所には、福祉係、社会係、援護係があり、所員は現在十四人です。

福祉事務所という機関は、昭和二十六年に成立した社会福祉事業法という法律に基づいて作られた国民健康保険制度に伴う事務②市民のくらしを守るために、清く快く快適な生活環境の保全を目的とした事務があります。

①の事務としては、各種病気の予防と普及の健康管理の指導、国民健康保険制度に基づく保険税の賦課・徴収、医療費の給付事務などがありますし、②の事務としては、ごみ、し尿の収集処理、そと、こん虫の駆除などがあります。

昭和十三年に法律が出来ましたが、昭和三十三年法律の全文改正が行われて文字通り社会保障と国民健康の向上に大きく貢献してきました。本紙四月号で保険税率の引き上げについてご説明しましたが、今後より充実した国保制度の健全な運営の



## ご紹介いたします

づいて、この法律で定める各種福祉事業を進めるための事務所として設置されました。  
当市の福祉事務所は昭和二十九年に設置され、当時は厚生課の中に併置という形がとられておりましたが、昭和四十一年の機構改革で従来の厚生課という名称を廃し、当時の事務をそのままに福祉事務所となりました。

ためやむを得ない方策であり、ご理解とご協力をお願いします。  
ごみ、し尿の処理は、都市がかえる環境衛生上最大の懸案事項であります。とくにごみは、生活様式の変化によって排出量は増加の一途にあり、一時は施設の拡充のペースをはるかに超えた時代もありました。  
最近「ものを大切にしよう」とい

戦後、荒廃から立ち上った日本は、産業の振興と国民の幸せを願う施策を大きな二つの柱として、つぎつぎと新しい法律が出来ました。

とくに、国民が等しく幸せであるようにと願う施策は、憲法の精神にのっとり児童福祉法、生活保護法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法など数々の法律によって実施されてきました。

福祉事務所では、これらの法律に基づいて、すべての市民が生き生きと暮らすようにと毎日事務を執っています。

現代の社会は福祉社会といわれ、日本は福祉国家といわれています。社会福祉事業法では社会福祉を目的とする各種事業が公明で適正に行われるようにと規定していますが、社会福祉事業の範囲をどこからどこまでと定義づけることは困難です。社会経済情勢やそれに伴う国民のニーズによって常に変化するわけで見直され、使われていく傾向が少なくない傾向が、排出量は相変わらずの量です。

保健衛生課の事務は、市民の協力がないとスムーズに行きません。



ですが、要は、その事業が本当に国民の平等を理念において行われているかどうかということが決め手になるでしょう。

最近、国民の平均寿命が大中に伸びて、老人対策が福祉政策の大きなカギになりました。

福祉事務所では、このように子供からおとよりまですべての市民が、今日生きていることを喜び、その喜びが、明日は今日以上のものになるように、そして、市内すべての家庭が笑顔で暮らせるように念じて事務を進めます。

## 福祉事務所

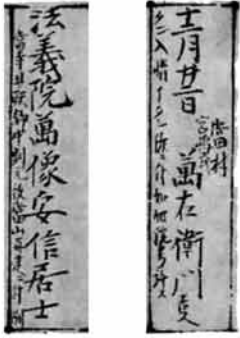
とちおと人物(物語)

60

洪水の災禍から  
泉村を救済した  
宮嶋萬右工門

宮嶋萬右工門は、東谷村泉の庄屋役仁右門の長男として生れました。先祖は、会津山内家の家臣で宮島助右工門と称しました。元龜、天正の戦国時代の会津山内家の当主は氏勝で、会津横田で七万石、越後下田で一萬石、栃尾で五千石領有しておりました。それが天正十七年に仙台の伊達政宗が会津の声名盛重を攻めました。氏勝は、声名氏の部将として横田城に在り、伊達氏と激しく戦いましたが敗れ、城を捨てて大場城に入りしました。

りました。伝承によれば最初山葵谷村に居住し、その跡を弟の磯右工門に譲り泉村に移住したといわれています。いろいろ調べてみると泉村に移住する前に荷頃村に数代居住したようです。宮嶋家は通称を山葵谷村の藤右工門、荷頃村忠三、泉村の仁右工門と称し、三家とも泉の玉泉寺の



写真は、宮嶋萬右工門に院号を許す旨の書き付けがある過去帳 玉泉寺蔵

翌十八年には上杉景勝の援兵を得て進撃し横田城を取り返し、したが、豊臣秀吉が天下を統一して政宗の侵略地を取上げ蒲生氏郷を封じたため、氏勝は遂に封地を失い漂泊し旧臣達が随従して氏勝を養っていました。氏勝の没後、その子朝道が相続し、流れ流れて越後に入り、寛永十七年正月十五日今の西浦原郡長沢村大浦で病没しました。宮嶋家もその家臣団の一人であ

北荷頃区

明かるく住みよい地域づくりを  
訪問集会による話し合い

北荷頃区(新井利左工門区長)と市公民館荷頃分館(諸橋渡分館長)では、明るく住みよい地域づくりをすすめるため、訪問集会を行っています。各組長さん宅で、お茶をのみながらのなごやかな話し合いの中からいろんな意見や要望が出されました。



訪問集会——これは話し合いの中から住みよい地域づくりをすすめていこうというもので、住民ひとりひとりの声をとり入れるため、班など小グループで話し合いをするものです。この訪問集会は市内では、半蔵金区が二十年程前から実施しており、もうすっかり地域生活に定着して、多くの成果

をあげています。北荷頃区でも昨年、区内二十四の組長さんのお宅を会場に、この訪問集会を実施しています。日頃、区民が考えていることや日常生活の中で感じる身近な問題点たとえば、市や区の行政に望むこと、日常生活に不便な点、子どもの教育や家庭生活、交際や

護岸は蛇かごを組んだり、大石を並べる程度でありましたので、わずかな洪水にも大きな損害を被り、そのたびに村中の人が総出で補強工事をしなければなりません。泉村は地味が良い、宝永七年の高辻帳には免相(税率)が七分七厘で、この高率な上納米は災害にあっても以外に減高は少なく、百姓は流出した田畑をながめるだけで復興の意欲も失ひたすら酒と禁制の悪道にと走るようになり、流出した田畑を免税地に願ひ出て部落民を励まし復興に努力しました。この免税地は共同開墾してその収穫米(明治年間には入上米が六十俵もあつたという)は部落の内割にあて、残りは不作者に貸付け急場を救いました。萬右工門は神仏を深く崇敬され、天明年間の玉泉寺本堂再建には、再建の用材の運搬(役材は文納村から伐り出された。)を始めなみなみならぬ努力をされています。割元役になってからは、洪水のあるたびに支配地を良く見廻り、復興のために努力し、部落民を督励して、現在の基礎を築きました。文政五年十二月二十二日に亡くなられました。(市文化財調査審議会委員 五十嵐貞司)

生活の改善など、いろんな問題点を話し合いました。そして、その問題点に対して、どう対処したらよいか、自分たちの手でできる改善はどんなことか……を話し合いの中からさぐり出しました。過去三回の話し合いの中からは冠婚葬祭の簡素化、ガス・水道の早期誘致、道路やガードレール、ゴミ収集、外灯など、いろいろな意見や要望が出されました。特に、区民の要望の一番強かったのは、冠婚葬祭の簡素化について、区会にはかり、「生活改善決議事項」を作り実行に移すなど、区民全体で生活改善運動にとり組んでいます。

訪問集会を全市内に  
北荷頃 八木花子  
派手になってきた生活、交際などをなんとかしようと、公民館や区長さん、学校、区役所などの役員と区民一体となって生活の合理化について訪問集会で考えました。その結果、冠婚葬祭の会費制、引物廃止、ローソク一丁の彼岸参り、見舞返札や忌あけ状の廃止などが実行されています。

主な改善事項  
■結婚式は、三千円程度の会費制にし、その他の物は一切持たない。引物は廃止にする。  
■葬式の香典も結婚に準じ三千円程度とし、名入れローソクや造花は近親者のみ。忌あけ状廃止  
■彼岸参りは、ローソク一丁で彼岸の中日までに。接待は、お茶お菓子程度とする。  
■病氣見舞やお産祝いのお返しはの廃止。近火見舞の廃止。

おはようサイクリング  
■日 時 5月~9月の日曜日  
午前6時40分~8時  
■集 合 栃尾市公民館 檜出小学校  
西谷地区開発センター 東谷中学校  
■申し込み 会費300円を添え、自転車店または、市公民館へ

16ミリ映写機  
■と き 6月10・11日2日間  
■と ころ 教育センター研修室  
■申し込み 栃尾市立教育センター 2局  
2151へ5月24日までに  
■テキスト代金 500円くらい  
操作技術認定講習会

勤労者住宅資金貸付  
5月1日から申込受付開始  
県は、昭和五十年度の勤労者住宅資金の借入れ申込みを五月一日から取扱銀行の窓口で受け付けています。貸付対象者 自分で住むための住宅を新築、増・改築または購入しようとする県内事業所勤務の勤労者。  
貸付条件  
◆貸付金額……三十万円以上十万円まで  
◆利率……年利八パーセント  
◆償還方法……十年以内の元金均等割賦償還。希望者には、ボーナス時増額返済も認めます。  
◆その他……住宅金融公庫融資との併用可能  
取扱金融機関  
第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行、大光相互銀行の本・支店  
くわしいことは、県商工労働部 労政課、労政事務所(支所)、または取扱金融機関におたずねください。  
風がおる五月、こいのぼりの季節がやってまいりました。こいのぼりのポールを建てられるときは必ず、上に電線が通っているか、まず確かめてください。  
また、折角建てたポールが風のため、転んだり、折れたりして大きな事故につながることもありまますので、周囲の状況をよく確かめ、丈夫なものを用いるなど、十分注意してください。  
ありがとうございました